

秋田県南秋田郡八郎潟町

1 政策づくりと監視機能を十分発揮している議会

八郎潟町議会は、地方自治法の規定を遵守し、町民の付託に応え、活力ある町づくりの実現を図るとともに議会における政策の論点、争点を広く明らかにするため、その持てる権能を十分に駆使し、政策立案・行政監視・論点開示の役割と信頼される議会となるよう全員で行動する議会を目指している。

こうしたことから、本町は平成17年1月に合併をしないで単独立町として決意をし、議会においても町の自立計画を承認することと、議会自らも定数並びに報酬削減を図ってきた。

平成23年3月、町の議会がより存在感を高めるために、行政監視機関のみならず、立法権、政策立案能力、併せて住民開示など、現状の実態を打破し、改革に必要な議会運営等の見直しを図るため「議会改革特別委員会」を設置した。期間は1年とした。

なお、見直しにあたっては、八郎潟町議会改革の推進に関する町民意識アンケート調査（11項目）を町内全戸配付し、その結果を議会広報で公表したほか、委員会の開催16回並びに外部講師を招聘しての研修などを行い、平成24年4月に議会基本条例を施行している。

議会基本条例の制定としての主な点は、

1. 町づくりの基である「基本構想及び基本計画」「地域防災計画」「環境基本計画」を条例により議決事件として定めた。
2. 常任委員会、全員協議会、特別委員会の原則公開
3. 議会主催の報告会の開催
4. 議員の議案賛否の公表
5. 一般質問については従来の一括質問一括答弁方式に一問一答方式を加えたこと
6. 一般質問に反問権を設置
7. 議会議事録、委員会記録公表及びホームページへの掲載
8. 議会に政策等を提案するときは、審議の充実・立案、執行における論点、争点並びに町民への透明性を期するため、次の事項を説明することとしている。
 - ① 政策等の発生源
 - ② 検討した他の政策案等の内容
 - ③ 他の自治体の類似する政策との比較検討
 - ④ 総合計画における根拠又は位置づけ
 - ⑤ 関係ある法令及び条例等

- ⑥ 政策等の実施にかかわる財源措置
- ⑦ 将来にわたる政策等のコスト計算
などとともに
- ⑧ 執行後における政策評価
も審議することとしている。

また、議員定数削減、議員報酬については、自立計画策定時の平成17年に議会のスリム化を図ることから、議員定数は16人から12人に、報酬も7%削減しているが、今回の改革にあたっては、行政コスト削減には繋がるが、議会機能の低下も危惧されることから、議員定数は現行のままとし、議員報酬を13%減じている。

2 住民に開かれた議会

議会広報は年4回発行としており、必要に応じて回数を増やしている。編集は6名の議員が広報委員となり、編集委員会を定例会開催前に意見交換しながら大まかな紙面の割付を行っており、定例会終了後に原稿依頼及び作成・校正などの作業を数回行い町民にわかりやすい紙面としております。

定例会の一般質問・答弁等の本会議の内容については平成15年4月からインターネットによる議会中継を実施しております。

また、毎年開催している町民座談会においては、町主催ではあるが、議員自らも参加し議会に対する批判や意見、町政に対する提言を聴き、住民が求める施策の実現を図っている。

住民要求や住民サービスが多種多様になってきている今日、先進的に課題に取り組んでいる市町村を視察することは大変意義深いものがある。当議会でも常任委員会、議会運営委員会、広報編集委員会の研修を積極的に実施し、資質の向上に努めている。

当議会では、年1回、テーマを設けて研修を実施しているほか、国に対し、町の懸案事項となっております八郎湖の水質改善対策等について、省庁を訪問し担当者話し合いをして直接、意見書を渡しております。